

安全保障理事会決議 2012 (2011)

2011年10月14日、安全保障理事会第6631回会合にて採択

安全保障理事会は、

ハイチに関する安保理の従前の諸決議、とりわけ安保理決議 1944 (2010)、1927 (2010)、1908 (2010)、1892 (2009)、1840 (2008)、1780 (2007)、1743 (2007)、1702 (2006)、1658 (2006)、1608 (2005)、1576 (2004) および 1542 (2004) を想起し、

ハイチの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

2010年1月12日の悲劇的な地震以来、ハイチが相当の進歩を遂げたことを、とりわけその歴史上初めて、一人の民主的に選出された大統領と対立するもう一人との間で、平和的な権限の移譲をハイチが経験したことを認識し、

ハイチ政府がやってきたような、包括的な治安状況は、脆弱ではあるが、安保理諸決議 1908、1927 および 1944 (2010) の採択以来、ハイチの安全と安定を損なうこと無しに、使節団の兵力を適応させ続ける一方で、地震後に安全保障理事会により決定された一時的に急増した規模を終わらせる最初の段階として MINUSTAH の軍事および警察能力の部分的な削減を認めつつ、改善されてきたことをまた認識し、また MINUSTAH の将来について条件に基づいたまた安全に関連した決定の重要性を認識し、

首相および最高裁判所長官の任命を歓迎し、とりわけ行政並びに立法分野の、ハイチの全ての関連する政治的関係者に対し、ハイチの治安、予算、復旧および開発の優先事項、選挙並びに選挙プロセスへの女性の参加を含む選挙改革および憲法改革の完了のような、主要分野における進展のための将来に向かっての現実の重要な政治課題を整理統合するであろう政治的合意に向けた効果的な対話に従事することを求め、

60万人以上の国内避難民が彼らの基本的な生存を援助に依然として頼っていること、現在進行中のコレラの流行および自然災害に対して極めて脆弱であることで、ハイチが著しい人道的課題に直面し続けていることを承認し、

ハイチの復旧および復興における進展、並びに効果的な国際的な開発援助とこの援助からの利益を得るための増大したハイチの制度的能力を通してを含む、ハイチの社会的および経済的開発における進展が、永続的かつ持続可能な安定を達成するために極めて重要であることを強調し、また社会的および経済的開発により生じる安全保障の必要性をくり返し表明し、

危険を減らした危険に備える取組を含む、災害後の復旧および復興プロセスにおけるハイチ政府の主導的役割を強調し、また全ての国際連合関係者とこれに関連して政府を支援する他の関連する関係者並びにハイチの社会的および経済的開発への包括的な支援における他の関連する関係者の中の調整的

および補完的取組を増やす必要性を強調し、

ハイチにおける中期および長期の復興の取組において中心的役割を共に果たしている、国際連合が一貫した政治的助言と技術的支援を提供し続けているハイチ復旧暫定委員会によりまたハイチ復興基金により今までに行われた作業を認識し、

国際連合システムにより提供された復旧取組の幅広い範囲、特に国際連合が支援した住宅提供および瓦礫撤去計画並びにハイチ当局および国際的並びに文民関係者のこれらの任務への参加が増加していることの重要性を強調しつつ、2010年1月の地震の直後の緊急の必要性に対処する MINUSTAH の軍事技術部門の成功裏の利用を賞賛し、

明確な且つ目に見える復興の余得を生み出し続けるために、2010年3月31日に開催された「ハイチの新しい未来に向けた」国際支援国会合において為された誓約を遅滞なく実行することを援助供与国に促し、また明確な指針と優先事項を提供する国の責任を強調し、

ハイチの安定と復興の現行のプロセスにおける地域機関の役割を強調した MINUSTAH に対し、地域的および準地域的機関、国際金融機関並びに他の利害関係者、とりわけ米州機構（OAS）およびカリブ共同体（CARICOM）と密接に活動し続けることを求め、

ハイチにおける課題の連動した性質を認識し、安全、法の支配および制度改革、国民和解並びに開発に関する持続的発展は、互いに強化しあっていることを再確認し、またこれらの課題に対処するハイチ政府および国際社会の継続的取組を歓迎し、

犯罪者集団がハイチの安定にとって引き続き脅威であるという安保理の懸念を表明し、

全体的な治安状況が改善したことを認識するが、地震後の傾向は、ポルトープランスおよび西県での殺人、レイプ並びに誘拐を含む犯罪のあらゆる主要な種類での増加が明らかになっていることに安保理の懸念を更に表明し、

とりわけポルトープランスの疎外された区域、国内避難民キャンプおよび同国の辺鄙な地区における性的暴力並びにジェンダーを基礎とする暴力が引き続き重大な懸念であることを確認し、

犯罪の通報の増加に貢献したであろう、パトロールおよび HNP の存在並びに住民との直接関与の強化を増やす HNP の取組を歓迎し、

国内人権機関および人権尊重の強化、デュー・プロセス、犯罪行為並びに性的暴力およびジェンダーに基づく暴力への対策、並びに刑事責任の免除を終わらせることは、ハイチにおける法の支配と安全を確保することにとって不可欠であることを認識し、

ハイチにおける安定と安全を確保する MINUSTAH の重大な役割を認識した MINUSTAH と国際

連合国別現地チームがその復旧取組でハイチを支援することにおいて今日まで果たしてきた補完的役割もまた認識し、ハイチにおける国際連合機関、基金および計画のあらゆる活動の調整と実施における事務総長特別代表の権限を再確認し、また再建と開発の分野におけるものを含むハイチの組織能力の強化に特別の注意を払って、相互に関連する各々の職務権限の側面に関連した MINUSTAH と国際連合国別現地チーム間の更なる調整を確保する事務総長特別代表の重要性を強調し、

安全且つ安定した環境を確保するハイチ政府を支援することを継続している MINUSTAH を賞賛し、MINUSTAH の要員および諸国に対し感謝の念を表明しまた公務中に負傷したまたは殺害された者に対し敬意を表し、

法の支配を強化するというハイチ政府の公約を歓迎し、またハイチ政府に対し、国際社会と調整して、とりわけ 2011 年 12 月から効力を生ずる次のハイチ国家警察開発 5 か年計画の策定と履行を含む治安部門改革を進め続けることを求め、要請された場合には国際社会の支援を得て、HNP が計画に含まれた改革の達成基準を満たすことを確保するようにハイチ政府が措置を講じることが、必要であることを強調し、また政府に対し、MINUSTAH の支援を得て、これらの達成基準に向けた進展に関してハイチ国民に定期的に知らせることを奨励し、

適切に資金提供を受けているハイチ国家警察の重要性を強調しまたハイチ政府に対し、ハイチ国民に適切な治安措置を保証するため、国際社会により提供されている支援を利用することを奨励し、

より統合され且つ結合したハイチの治安部門を支援するため、ハイチの司法および矯正制度を更に強化する必要性を強調し、適切な人的および物的能力の利用に向けた司法制度の改善を歓迎し、長期にわたる公判前拘留、過密な刑務所並びに保健医療サービスに対する利用権のような矯正制度に依然として残っている人権に付随している懸念が、持続可能な行政改革にとって重大な課題であることを確認し、

人道的活動および開発活動の双方での国際連合復旧対応、並びに援助の誓約と基金の支払いをたどること、ハイチ復旧暫定委員会と国際金融機関と連絡し合うこと、ハイチにおける国際連合活動全体の一貫性を確保するための活動およびこれらの活動の定期的な報告の重要性を指摘することを高める、国際連合ハイチ担当特使としてのウィリアム・J・クリントンアメリカ合衆国元大統領の取組を歓迎し、

国際連合ハイチ特使事務所および他の国際連合機関並びに加盟国内のしっかりとした調整の重要性を強調し、また現場での国際的な全ての関係者間の調整の必要性を強調し、

仕事の創造を助け且つ基本的な社会サービスを提供するより効果的且つはっきりとした労働強化計画の履行の必要性を強調し、

2011 年 8 月 25 日の事務総長報告書 S/2011/540 を歓迎し、

今まで達成された進展にもかかわらず、ハイチにおける状況が同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

決議 1542 (2004) の本文第 7 項第 1 節において述べられたように、国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 安保理諸決議 1542 (2004)、1608 (2005)、1702 (2006)、1743 (2007)、1780 (2007)、1840 (2008)、1892 (2009)、1908 (2010)、1927 (2010) および 1944 (2010) に含まれているように MINUSTAH の職務権限を、2012 年 10 月 15 日まで、更なる更新の意図を持ちつつ、延長することを決定する。
2. MINUSTAH の全体の部隊水準を、事務総長報告書の第 50 項に一致して、全ての階級の 7,340 名までの兵力および 3,421 名までの警察部門から成るものとするのを決定する。
3. その部隊配置の将来の調整は、ハイチの安定と安全に関する社会的および政治的実体の影響、ハイチ国家警察の現在進行中の強化を含むハイチの国家能力の増大している発展、並びに同国の安定と治安の維持に対する国家責任のハイチ当局の行使が増えていることを考慮しつつ、現場の全体的な治安状況に基づくべきことを確認する。
4. 同国の安定のあらゆる側面についてのハイチ政府と国民の主体的取組および主要な責任を認識し、要請に応じて、ハイチ政府を支援するために、国のおよび地方のレベルで同国の法の支配制度の能力を築くための活動を継続するために、また避難民のための政府の再定住戦略の履行を加速するために、兵站のおよび技術的専門知識を、利用可能な方法内で、提供するための MINUSTAH により講じられた措置を歓迎し、そのような措置は、暫定的でまたハイチの能力が発展した場合には段階的に削減されるという理解であり、また事務総長により勧告されたようにこれに関連した活動を速やかに続けることを同ミッションに対し求める。
5. 地方分権努力を通してを含む、あらゆるレベルで治安と法の支配における組織能力を構築するためのハイチ政府の取組を歓迎し、また MINUSTAH および他の関係者に対し、MINUSTAH の職務権限に一致して、ハイチ全土に国家の権威を拡大し、全土にわたる国のより大きな存在を確保し、また地方レベルでの良い統治を促進するハイチ政府の能力を更に高めることを目的として、特にポルトープランス以外の自立した治安部門国家組織を強化するための支援を提供することを継続するよう求める。
6. 大統領および議会選挙の実施に続いて、安定した政治的且つ制度的環境が、安定および復旧並びに復興への取組の進展にとって極めて重要であることを認識し、事務総長特別代表の事務所を通してを含む、ハイチにおいて進行中の政治的プロセスを支援するという MINUSTAH への安保理の求めを再確認し、また MINUSTAH に対し、来るべき一部の議会および地方選挙に対するその支援を継続することおよび OAS と CARICOM を含む他の国際的な利害関係者と協力してハイチへの国際的な選挙支援を調整することを奨励する。
7. ハイチ国家警察との調整を増やした脅威の性質を判断し違法行為を思いとどませために国境管

理と安全保障の取組を含むハイチの安全上のニーズに対する完全な責任を HNP が負うためハイチ国家警察の能力を強化するための MINUSTAH による現在進行中の取組を歓迎し、またハイチの国際的および地域的パートナーに対し、要請に応じて、これに関連したハイチ政府に対するその援助を強化することを求める。

8. ハイチ当局に対し、この支援を、特にハイチ国家警察(NHP)の能力を高めることにおいて、主要な法律を近代化することおよび司法改革計画の履行において十分に利用すること、上級裁判機関が適切に機能することを許す必要な、任命を含む、措置を講じること、並びに女性および子どもに特に配慮して長期にわたる公判前拘留と過密な刑務所の問題に対処することを奨励する。
9. ハイチ政府に対し、MINUSTAH の支援を得て、2011 年 12 月に終了する現在の改革計画の後を継ぐ、次のハイチ国家警察開発 5 か年計画の策定と履行に優先順位をつけることを求め、また MINUSTAH に対して、適切な場合には追加の支援でまた近くで雇われた説明者からの既存の資源内での、警察官および矯正要員の調査、監視、訓練並びに矯正サービスの組織能力と活動能力を強化することを支援し続けることおよび警察並びに矯正施設の復旧と建設のために要請されたような資金供与国が資金を提供した事業に対して技術的指導を提供し続けることを要請する。
10. ハイチ国家警察のための訓練の再開および勧誘の振興を歓迎し、説明責任および強固な調査プロセスの必然性を強調しまたとりわけ向上した監視および特殊部隊の訓練を通じた HNP の能力構築への国際社会の支援を維持することおよび増やすことがきわめて重要であることを強調する。
11. 適切な国際的関係者と協力して MINUSTAH が、ギャングの暴力、組織犯罪、薬物取引および児童取引の復活の危険に取り組む同政府を支援することを奨励する。
12. 全ての資金供与国および国際機関並びに非政府機関に対し、彼らの取組を調整しまた国家復旧およびハイチ開発行動計画を遂行する同政府の能力を強化するため、ハイチ復旧暫定委員会またはその後継組織と密接に活動することを求める。
13. 関係住民、とりわけ女性と子どもの生活条件を効果的に改善することを目的とした活動で、MINUSTAH の支援を得てハイチ政府により行われている安全保障と開発の活動を補完することを、国際連合国別現地チームに要請しまたあらゆる関係者に求める。
14. MINUSTAH に対し、MINUSTAH に対するハイチ住民の信頼を更に高めるすぐに効果のでる事業を実施することを継続するよう要請する。
15. MINUSTAH に対し、性的暴力およびジェンダーに基づく暴力に対処する強化された手続に沿って、国内避難民および他の脆弱な集団、特に女性と子どもの必要に対し特に注意して、キャンプにおける合同コミュニティ警察活動を通してを含む、一般住民に対する適切な保護を提供することでハイチ政府を支援し続けることを奨励しまた安全保障理事会決議 1894 (2009) を想起しまた事務総長に対し、ハイチ政府および部隊並びに警察提供諸国および他の関係者と密接に協議して、包括的な文民保護計

画を策定することを要請する。

16. 武器を用いた暴力の影響を受けた子どもに対する重大な違反並びに広範に行われているレイプおよび女性と少女に対する他の性的虐待を強く非難し、またハイチ政府に対し、MINUSTAH 並びに国際連合国別現地チームの支援を得て、安全保障理事会決議 1325 (2000)、1612 (2005)、1820 (2008)、1882 (2009)、1888 (2009) および 1889 (2009) に定められたような女性と子どもの権利を促進し且つ保護し続けることを求める。
17. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の、MINUSTAH のあらゆる要員の完全な遵守を確保するために必要な措置を講じることと安保理に報告し続けることを要請しまた部隊および警察提供諸国に対し、その要員が関与した行為が適切に捜査されまた罰せられることを確保することを促す。
18. MINUSTAH の人権職務権限を再確認しまたとりわけ過去の政府の下での重大な違反に対する個人的な責任に注意した人権の尊重はハイチの安定にとって必要不可欠であることを認識し、同政府に対し、ハイチ国家警察および司法による人権の尊重と保護を確保することを促しまた MINUSTAH に対しこれに関連して監視と支援を提供することを求める。
19. ハイチにおける緊急の必要を支援する MINUSTAH により行われた重要な活動を歓迎しまたミッションに対し、その職務権限内で、その技術者を含む既存の手段および能力を、同国における安定を更に強化する目的で、十分に利用し続けることを奨励し、また MINUSTAH に対し、そのより長期の計画を策定することを要請しまた事務総長に対し、ハイチにおける再建活動へのハイチ人のより大きな主体的取組を奨励する MINUSTAH の計画の目安を、彼の次の報告書に含むことを更に要請する。
20. MINUSTAH に対し、避難民と暴力の影響を受けた近隣に住む者に特に焦点を絞って地震後のハイチの状況の変化しつつある要求に計画を適応させつつ、MINUSTAH の拡張したコミュニティ暴力削減アプローチを追及し続けることを要請する。
21. MINUSTAH に対し、労働集約的事業を含む小型武器の流入管理、武器登録の開発、武器の輸入および所持に関する現行法の改定、武器免許制度の改革並びに国のコミュニティ警察活動政策の策定と実施に対する MINUSTAH の取組において、ハイチ当局を支援し続けることを要請する。
22. MINUSTAH の軍事および警察部門に対する活動概念や交戦規則のような文書計画は、適切な場合には、定期的に最新のものにされること並びに全てのその関連決議の条項に一致していることの重要性を強調し、また事務総長に対し、安全保障理事会および部隊と警察提供諸国にそれらについて報告することを要請する。
23. 事務総長に対し、MINUSTAH の職務権限の履行に関して、半年毎そしてその終了の遅くとも 45 日前までに、安保理に報告することを要請する。

24. 事務総長に対し、ハイチの安全に対する脅威の包括的評価を彼の報告書に含むことそして全ての者、とりわけ女性と子どもの保護環境および強制退去した人々の維持可能な再定住における進展に特に注意することまた適切な場合には MINUSTAH の構成の再配置に対する選択肢を提案することを要請する。
25. この問題に引き続き関与することを決定する。